

南相馬市不妊治療費助成事業のご案内

南相馬市では、不妊治療を受けるご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療にかかる費用の一部を助成しています。申請には、領収書・診療明細書が必要となりますので、大切に保管しておいてください。



◆助成の対象費用

市内に住所を有する期間において受けた不妊症検査及び治療費の自己負担額が対象です。

※差額ベッド代、食事療養費、文書料など、直接治療に関係のない費用、および第三者を介する検査や治療は助成対象外です。

◆申請者：申請日にすべての要件を満たす方

- 1 夫婦（事実婚を含む）であり、夫婦又はどちらか一方が、南相馬市に住所を有する方
- 2 医療保険各法の被保険者又は被扶養者であること
- 3 夫婦いずれも市税の滞納がないこと

※夫婦又はどちらか一方が他の市町村で同種の助成を受けた場合は対象となりません。

◆助成の内容

	治療内容	助成内容
1	不妊症の検査及び一般不妊治療	保険診療の自己負担額に対し、 1年間に上限 10 万円 を2年間まで
2	生殖補助医療(体外受精、顕微授精)	保険診療の自己負担額に対し、 1年間に上限 20 万円 を2年間まで
3	男性不妊治療（妻の不妊治療に合わせて行ったもの） ※精子を採取するための手術	保険診療の自己負担額に対し、 1年間に上限 10 万円 を2年間まで
4	先進医療	保険適用治療に合わせて実施した費用に対し、 1年間に上限 20 万円 を2年間まで
5	特定不妊治療	1 回目上限 30 万円、2～6 回目上限 15 万円

※ 1～5のいずれも、妊娠（流産、死産等を含む）に至った場合は回数がリセットとなります。

※ 1～3は、高額療養費、付加給付等を差し引いた額となります。

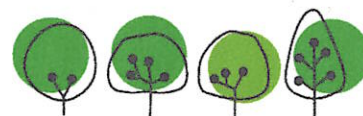
※ 5は、保険適用の年齢、回数を超えて治療を受けた場合に対象となります。

◆申請方法

申請期間以内に関係書類を添えて申請してください。

①助成内容 1～4は、治療を開始した月から1年6か月以内

②助成の内容 5は、治療が終了した日から2か月以内



【申請・お問い合わせ先】 南相馬市役所（東庁舎） こども家庭課母子健康係
南相馬市原町区本町二丁目 27 番地 電話 0244-24-5218